

新潟市職員の特定資格取得支援事業実施要綱を次のように定める。

新潟市職員の特定資格取得支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新潟市職員研修規程（昭和36年新潟市訓令第12号）第2条第4号に規定する自己開発のうち、新潟市職員の資格取得支援事業実施要綱の規定にかかわらず、特定資格取得支援事業の実施に関し、必要な事項を定め、職員の職務に係る自己啓発意欲の高揚と専門的能力の向上を図ることにより、複雑・高度化する行政課題に的確に対応していくことを目的とする。

(対象資格)

第2条 特定資格取得支援事業の対象とする資格及び試験（以下「対象資格」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一級建築士
- (2) 建築基準適合判定資格者
- (3) 第二種電気主任技術者

(支援対象の経費及び内容)

第3条 支援の対象となる経費と交付する奨励金は、対象資格ごとに別表に掲げるとおりとする。

(対象職員)

第4条 支援の対象とする職員は、副参事以下の市長部局の職員（技能労務職員、任期付職員、臨時職員、非常勤職員及び再任用職員を除く。）であって、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 勤務成績が優秀で心身ともに健全であり、かつ、学習意欲が旺盛であること。
- (2) 奨励金の交付申請をした日が属する年度の4月1日現在で勤続年数が3年以上であり、かつ、満50歳未満であること。

(3) 職種が建築職であること（一級建築士及び建築基準適合判定資格者に関する経費について奨励金の交付を受けようとする者に限る。）。

(4) 職種が電気職であること（第二種電気主任技術者に関する経費について奨励金の交付を受けようとする者に限る。）。

(奨励金の申請手続)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、特定資格取得奨励金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、所属長を通じて職員研修所長へ提出しなければならない。

(1) 試験に合格したことが確認できる書類の写し又は対象資格を取得し登録されたことが確認できる書類の写し

(2) 対象経費の内訳及び支払額並びに支払日が確認できる書類の写し（申請者が支払ったことが確認できる経費に限る。）

(3) その他職員研修所長が必要と認める書類

(奨励金の申請期間)

第6条 職員が奨励金交付の申請をすることができる期間は、試験に合格した日から起算して1年以内とする。

(奨励金交付の決定)

第7条 職員研修所長は第5条に規定する申請があった場合は、申請の内容を審査した上で、支援の適否について決定し、所属長を通じて申請者に奨励金交付決定通知書（別記様式第2号）又は奨励金不交付決定通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

2 一級建築士に関する経費について奨励金の交付を受けた者は、一級建築士の資格取得後5年以内に、この要綱に基づき建築適合判定資格者に関する経費について奨励金の交付決定を受けなければならない。

3 職員が正当な理由なく、前条に規定された申請期間内に奨励金の交付申請を行わなか

った場合、職員研修所長は奨励金を交付することができない。

(奨励金の交付)

第8条 職員研修所長は、前条に規定する決定後速やかに奨励金の交付手続を行うものとする。

(交付対象者の責務)

第9条 奨励金の交付を受けた職員（以下「交付職員」という。）は、資格取得により得た技術や知識を業務に活用し、積極的に市政に還元するよう努めなければならない。

(交付決定の取消し及び奨励金の返還)

第10条 職員研修所長は交付職員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の取消しをするものとする。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。

(2) 奨励金の交付を受けた年度の最終日から10年以内に職員の身分を失った場合

(3) 一級建築士に関する経費について奨励金の交付を受けた者が、一級建築士の資格取得後5年以内に、この要綱に基づき建築基準適合判定資格者に関する経費について奨励金の交付決定を受けなかったとき。

2 前項の規定は、交付職員が次の各号のいずれかに該当する場合には適用しない。

(1) 死亡により職員でなくなった場合

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられず離職した場合

(3) その他、職員研修所長がやむを得ない事由があると認める場合

3 職員研修所長は、第1項の規定による取消しをした場合は、奨励金交付決定取消通知書（別記様式第4号）により、交付職員に通知するものとする。

4 職員研修所長は、奨励金の交付の決定を取り消した場合においては、当該取消しに係る部分に関し既に奨励金が交付されているときは、交付職員に対し、特定資格取得奨励金返還命令書（別記様式第5号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

5 交付職員は、前項の規定による命令に基づき既に交付された奨励金の全部又は一部を

返還しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、特定資格取得支援事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

別表（第3条関係）

（1）一級建築士

	対象経費	奨励金
1	資格試験合格の為の自己学習に要した専門学校等への入学金、講座等の受講料及び学習用テキスト等の購入費（郵送料、通信教育に係る通信費等の間接的な経費を除く。）	合格日から遡って2年間において支払った金額（上限10万円）
2	資格の取得に必須となる試験及び検定等の受験に要する経費	実際に支払った金額
3	試験及び検定合格後の登録等に要する経費（免許登録料・登録免許税）	実際に支払った金額

（2）建築基準適合判定資格者

	対象経費	奨励金
1	試験及び検定合格後の登録等に要する経費（登録免許税）	実際に支払った金額

（3）第二種電気主任技術者

	対象経費	奨励金
1	資格試験合格の為の自己学習に要した専門学校等への入学金、講座等の受講料及び学習用テキスト等の購入費（郵送料、通信教育に係る通信費等の間接的な経費を除く。）	合格日から遡って2年間において支払った金額（上限10万円）
2	資格の取得に必須となる試験及び検定等の受験に要する経費	実際に支払った金額
3	試験及び検定合格後の登録等に要する経費（免許登録料）	実際に支払った金額

令和 年 月 日

職員研修所長 様

所 属

所属長

印

特定資格取得奨励金交付申請書

特定資格取得支援事業実施要綱第5条の規定に基づき、下記により奨励金の交付を申請します。

記

- 1 資格取得者 (職員番号) (職位)
(氏 名)
- 2 資格・試験の名称 一級建築士 ・ 建築基準適合判定資格者 ・ 第二種電気主任技術者
※該当資格を○でかこむこと
- 3 合格発表日 令和 年 月 日
- 4 申請額 円 (税込み)

5 申請額の内訳

	一級建築士	建築基準適合判定資格者	第二種電気主任技術者
受講料	円	円	円
受験料	円		円
免許登録料	円		円
登録免許税	円	円	
受験の旅費	【交付対象外】	【交付対象外】	円
合計	円	円	円

6 添付書類

- (1) 試験に合格したことが確認できる書類の写し
- (2) 資格を取得し登録されたことが確認できる書類の写し
- (2) 対象経費の内訳、支払額、支払日が確認できる書類（領収書等）の写し
(ただし、申請者本人が支払った経費に限る)

7 振込先

銀行・支店名	銀行		支店
口座種別	普通・当座	口座番号	
口座名義人	(フリガナ)		

※ 申請は合格発表日から起算して1年以内に行うこと

様

新潟市研修所長
(担当：人事課人材育成室)

奨励金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで提出がありました、新潟市職員の特定資格取得支援事業実施要
項に基づく奨励金の交付申請について、審査の結果、次のとおり交付決定したので通知します。

記

資格の名称	
奨励金交付決定額	¥
特記事項	

※ 一級建築士に関する経費について奨励金の交付を受けた者は、一級建築士の資格取得後5
年以内に、この要綱に基づき建築基準適合判定資格者に関する経費について奨励金の交付
決定を受けなければなりません。

新職員研第 号
令和 年 月 日

様

新潟市研修所長
（担当：人事課人材育成室）

奨励金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで提出がありました、新潟市職員の特定資格取得支援事業実施要項に基づく奨励金の交付申請について、審査の結果、次のとおり不交付決定したので通知します。

記

資格の名称	
不交付の理由	

様式第4号（第10条関係）

新職員研第 号
令和 年 月 日

様

新潟市研修所長
（担当：人事課人材育成室）

奨励金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け新職員研第 号で交付を決定した奨励金について、次のとおり交付決定の取消しをしたので通知します。

記

- 1 資格・試験の名称
- 2 交付決定額
- 3 交付決定取消額
- 4 取消理由

様

新潟市研修所長
（担当：人事課人材育成室）

特定資格取得奨励金償還命令書

令和 年 月 日付け新職員研第 号で交付決定の取消しをした奨励金について、
次のとおり償還を命ずる。

記

- 償還対象者 (職員番号) (職位)
(氏名)
- 資格・試験の名称
- 償還額
- 償還期限
- 償還理由